

商品概要説明書

(営農貯金)

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名	・ 営農貯金
2. 販売対象	・ 組合員
3. 期間	・ 定めなし。ただし、貯金規定の定めにより取引を終了していただく場合があります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 主として営農に係る生産資材等の代金決済を目的とした貯金のため、原則として現金の払戻しはできません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 毎年 2 月と 8 月の当組合所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割で計算します。 ・ 個人のものは 20%(国税 15%, 地方税 5%)の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・ 当組合所定の要件を満たす場合は、営農ローンまたは信用貸越制度のいずれか一方を利用することができます。 ・ 個人の貯金はマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	-
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という 3 条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県 JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県 JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県 JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12. その他参考となる事項	・ キャッシュカードの発行はできません。 ・ 通帳に記帳いただけていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 12 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それらの未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・ 入金・出金・通帳記帳等のお取引が 3 年以上ない場合には、当組合はこの貯金取引を停止させていただきます。なお、取引を停止させていただいた貯金について、お取引を再開される場合または解約される場合には、通帳およびお取引印をご持参のうえ当店にお申出ください。また、お取引を再開される場合には、口座番号を変更させていただく場合があります。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JA にいがた南蒲